

## 令和元年度森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税の使途は法令で定められており、市町村が行う森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるものとされています。

令和元年度新座市一般会計決算における森林環境譲与税については、後年度の事業費に充てるため、以下のとおり基金に積み立てています。

歳入 森林環境譲与税 6,122 千円

### 歳出

事業内容	事業総額（千円）	
	うち森林環境譲与税充当額（千円）	
森林環境整備基金積立金	3,061	3,061

※ 森林環境譲与税 6,122 千円と森林環境整備基金積立金 3,061 千円の差額 3,061 千円については、令和2年度に同基金へ積み立てる予定です。